

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B1)

(11) 特許番号

特許第5126445号  
(P5126445)

(45) 発行日 平成25年1月23日(2013.1.23)

(24) 登録日 平成24年11月9日(2012.11.9)

(51) Int.Cl. F I  
**G07G 1/00 (2006.01)** G07G 1/00 301C  
 G07G 1/00 311D

請求項の数 4 (全 7 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2012-165406 (P2012-165406)</p> <p>(22) 出願日 平成24年7月26日 (2012.7.26)</p> <p>審査請求日 平成24年7月26日 (2012.7.26)</p> <p>特許法第30条第2項適用 (1) 展示日 平成24年2月1日 第46回 スーパーマーケット・トレードショー2012 (2) 展示日 平成24年3月6日 第28回流通情報システム総合展「リテールテックJAPAN2012」 (3) 販売日 平成24年2月22日</p> <p>販売場所 日本電気株式会社</p> <p>早期審査対象出願</p>	<p>(73) 特許権者 000227205 NECインフロンティア株式会社 神奈川県川崎市高津区北見方2丁目6番1号</p> <p>(74) 代理人 100077838 弁理士 池田 憲保</p> <p>(74) 代理人 100082924 弁理士 福田 修一</p> <p>(74) 代理人 100129023 弁理士 佐々木 敬</p> <p>(72) 発明者 三上 勇人 神奈川県川崎市高津区北見方二丁目6番1号 NECインフロンティア株式会社内</p> <p>審査官 西尾 元宏</p>
---	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 フキン収容部およびそれを備えた据え置き型スキャナ装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

据え置き型スキャナ装置の支柱に取り付けられるフキン収容部であって、  
 前記フキン収容部は、第1部品と、第2部品とを備え、  
 前記第1部品は、フキン収容スペースと第1係合部とを有し、  
 前記第2部品は、前記支柱に取り付けるための取り付け部と、第2係合部とを有し、  
 前記第1部品は、前記第1係合部を前記第2部品の前記第2係合部に着脱可能に係合させて、前記支柱の外側に取り付けられることを特徴とするフキン収容部。

【請求項2】

前記第1部品の前記フキン収容スペースは、その上面にフキンを載置させるトレイ状に形成されていることを特徴とする請求項1に記載のフキン収容部。

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載のフキン収容部と、商品コードを読み取るスキャナと、前記スキャナを支持するとともに前記フキン収容部が取り付けられる支柱とを備えていることを特徴とする据え置き型スキャナ装置。

【請求項4】

前記フキン収容部の前記第1部品は、前記支柱に対して前記スキャナを取り付けた前記据え置き型スキャナ装置の前方側に配置されていることを特徴とする請求項3に記載の据え置き型スキャナ装置。

【発明の詳細な説明】

**【技術分野】****【0001】**

本発明は、フキン收容部およびそれを備えた据え置き型スキャナ装置に関する。

**【背景技術】****【0002】**

従来、店員の1人が、顧客が購入する商品の商品登録作業を行い、他の店員の1人が精算作業を行うPOS(Point Of Sales)システムにおいて、商品登録作業に使用される据え置き型スキャナ装置として、サッカー台(載置台)等の上に載置され各種表示器や商品情報入力用のキーボード等を支持する支柱を備えた据え置き型スキャナ装置が知られている(例えば、特許文献1参照。)

10

**【0003】**

そして、このような据え置き型スキャナ装置では、前述した支柱の下部において、支柱の一部を支柱の内側に向けて凹ませることにより形成されたスペースを、店員等が使用するフキン(布巾)を收容するフキン收容部として利用する場合がある。

**【先行技術文献】****【特許文献】****【0004】**

**【特許文献1】**特開2007-108868号公報

**【発明の概要】****【発明が解決しようとする課題】**

20

**【0005】**

ところが、このような従来の据え置き型スキャナ装置では、前述したフキン收容部が、オペレータ(店員)の目線より下方に位置する支柱の下部において、支柱の一部を支柱の内側に凹ませるように形成されているため、店員等がフキン收容部に的確な清掃を施しにくく、また、店員等から見てフキン收容部の内表面が視認しづらくなっているため、フキン收容部の内表面に付着した汚れが見過ごされ易く、フキン收容部およびフキンの清潔な状態が維持されにくいという問題があった。

**【0006】**

そこで、本発明は、従来の問題を解決するものであって、すなわち、本発明の目的は、清掃の容易なフキン收容部およびこれを備えた据え置き型スキャナ装置を提供することである。

30

**【課題を解決するための手段】****【0007】**

本発明のフキン收容部は、据え置き型スキャナ装置の支柱に取り付けられるフキン收容部であって、前記フキン收容部は、第1部品と、第2部品とを備え、前記第1部品は、フキン收容スペースと第1係合部とを有し、前記第2部品は、前記支柱に取り付けるための取り付け部と、第2係合部とを有し、前記第1部品は、前記第1係合部を前記第2部品の前記第2係合部に着脱可能に係合させて、前記支柱の外側に取り付けられることにより、前述した課題を解決したものである。

**【0008】**

40

本発明の据え置き型スキャナ装置は、前記フキン收容部と、商品コードを読み取るスキャナと、前記スキャナを支持するとともに前記フキン收容部が取り付けられる支柱とを備えていることにより、前述した課題を解決したものである。

**【発明の効果】****【0009】**

本発明のフキン收容部は、フキン收容スペースを有する第1部品を支柱の外側に取り付ける構造を採用することにより、第1部品を支柱に取り付けた状態であっても、フキン收容スペースに的確な清掃を施すことが容易であるとともに、フキン收容スペースの内表面の汚れが見過ごされにくいいため、フキン收容スペースおよびフキンの清潔な状態を維持できる。

50

## 【0010】

また、フキン收容スペースを有する第1部品が、支柱に取り付けられた第2部品に対して着脱可能に取り付けられることにより、第1部品を第2部品から取り外すことが可能であり、取り外した第1部品を水洗いできる等、フキン收容スペースの衛生状態を容易に維持できる。

## 【図面の簡単な説明】

## 【0011】

【図1】本発明の一実施形態である据え置き型スキャナ装置を示す斜視図である。

【図2】フキン收容部を構成する第1部品を示す斜視図である。

【図3】第1部品を示す側面図である。

【図4】フキン收容部を構成する第2部品を示す斜視図である。

【図5】第1部品を取り外した状態の据え置き型スキャナ装置を示す斜視図である。

## 【発明を実施するための形態】

## 【0012】

以下、本発明の据え置き型スキャナ装置の一実施形態を図面に基づいて説明する。

## 【実施例】

## 【0013】

本実施形態の据え置き型スキャナ装置10は、店員の1人が、顧客が購入する商品の商品登録作業を行うとともに他の店員の1人が精算作業を行うPOS(Point Of Sales)システムにおいて、商品登録作業に使用されるものである。

## 【0014】

据え置き型スキャナ装置10は、図1に示すように、商品に付された商品コードを読み取るCCD(Charge Coupled Device)イメージセンサ等のスキャナ60と、各種入力を受け付けるキーボード70と、タッチパネル付きの店員用表示器71と、顧客用表示器72と、これら各部を支持する支柱50とを備えている。なお、図1および図5の符号73は、据え置き型スキャナ装置10を載置するサッカー台である。

## 【0015】

据え置き型スキャナ装置10は、図1に示すように、店員等が多目的で使用するフキン(布巾)を收容しておくためのフキン收容部20を支柱50の下部に備えている。

## 【0016】

フキン收容部20は、図1や図5に示すように、支柱50の外側に突出した状態で支柱50の前方側に配置される樹脂製の第1部品30と、支柱50の後方側に配置される樹脂製の第2部品40とから構成されている。第1部品30と第2部品40とは、支柱50の周囲を取り囲むように配置されている。

## 【0017】

第1部品30は、図2に示すように、フキンを載置するためのトレイ状のフキン收容スペース31をその上面に有しているとともに、図3に示すように、第2部品40の第2係合部42に着脱可能に係合するための一対の凸部状の第1係合部32をその下面に有している。

## 【0018】

第1部品30は、図1に示すように、支柱50に対してスキャナ60を取り付けた前方側、すなわち、据え置き型スキャナ装置10を操作する店員の作業スペース側に配置され、これにより、店員は、フキン收容スペース31からのフキンの取り出しや、フキン收容スペース31の清掃や、第1部品30の着脱作業等を店員の作業スペース側から行うことができる。

## 【0019】

第2部品40は、図4に示すように、第2部品40を支柱50に嵌合させ取り付けるための取り付け部41と、第1部品30の第1係合部32に着脱可能に係合するための一対の凹部状の第2係合部42とを有している。

## 【0020】

第2部品40に対して第1部品30を取り付ける際には、図5に示すように、支柱50に予め取り付けられた第2部品40に対して、凹部状の第2係合部42と凸部状の第1係合部32との位置が合うように、第2部品40に対して第1部品30を上方から接近させて嵌め込む。

【0021】

また、第1部品30を取り外す際には、第2部品40を作業者の手等で押さえながら、第1部品30のみを上方に持ち上げることで、凹部状の第2係合部42と凸部状の第1係合部32との係合を解除して、第2部品40から第1部品30を取り外す。なお、取り付け、取り外しには、固定ネジや工具等は使用しない。

【0022】

このようにして得られた本実施形態では、フキン収容スペース31を有する第1部品30を支柱50の外側に突出した位置に取り付ける構造を採用することにより、第1部品30を支柱50に取り付けた状態であっても、フキン収容スペース31に的確な清掃を施すことが容易であるとともに、フキン収容スペース31の内表面の汚れが見過ごされにくいいため、フキン収容スペース31およびフキンの清潔な状態を維持できる。

【0023】

また、フキン収容スペース31を有する第1部品30が、支柱50に取り付けられた第2部品40に対して着脱可能に取り付けられることにより、第1部品30を第2部品40から取り外すことが可能であり、取り外した第1部品30を水洗いできる等、フキン収容スペース31の衛生状態を容易に維持できる。

【0024】

上述した実施形態では、第1部品30に形成された第1係合部32が凸部状であり、第2部品40に形成された第2係合部42が凹部状であるものとして説明したが、第1係合部32および第2係合部42の具体的態様は、固定ネジや工具を使用することなく、第2部品40に対して第1部品30を係合させて取り付けられるものであれば、如何なるものでもよい。例えば、第1係合部32を凹部状に形成し、第2係合部42を凸部状に形成してもよい。

【符号の説明】

【0025】

- 10 …… 据え置き型スキャナ装置
- 20 …… フキン収容部
- 30 …… 第1部品
- 31 …… フキン収容スペース
- 32 …… 第1係合部
- 40 …… 第2部品
- 41 …… 取り付け部
- 42 …… 第2係合部
- 50 …… 支柱
- 60 …… スキャナ
- 70 …… キーボード
- 71 …… 店員用表示器
- 72 …… 顧客用表示器
- 73 …… サッカー台

【要約】

【課題】清掃の容易なフキン収容部およびこれを備えた据え置き型スキャナ装置を提供すること。

【解決手段】据え置き型スキャナ装置10の支柱50に取り付けられるフキン収容部20であって、第1部品30と、第2部品40とを備え、第1部品30は、フキン収容スペース31と第1係合部32とを有し、第2部品40は、支柱50に取り付けるための取り付け部41と、第2係合部42とを有し、第1部品30は、第1係合部32を第2部品40

10

20

30

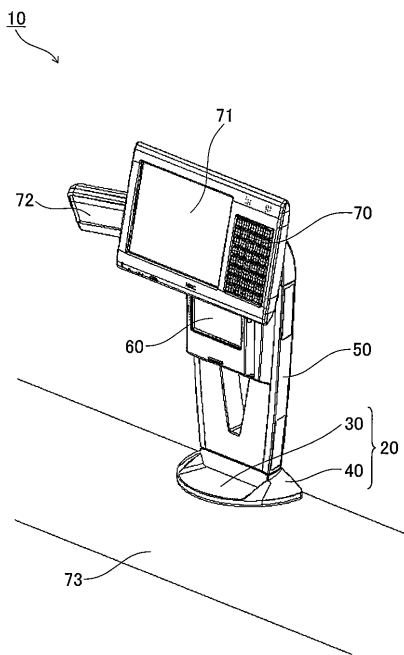
40

50

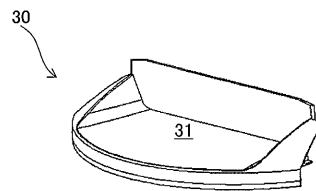
の第2係合部42に着脱可能に係合させて、支柱50の外側に取り付けられるフキン収容部20。

【選択図】図5

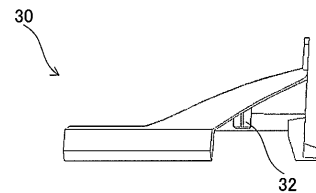
【図1】



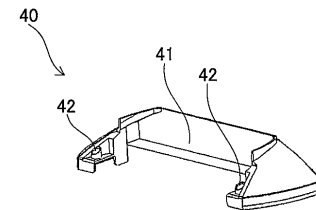
【図2】



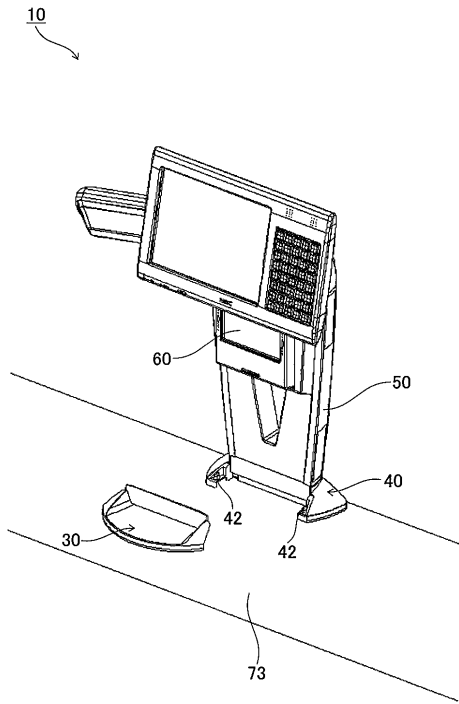
【図3】



【図4】



【 図 5 】



---

フロントページの続き

- (56)参考文献 実開昭60-087087(JP,U)  
特開2007-108868(JP,A)  
実開昭53-100826(JP,U)  
特開2001-306179(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
G07G 1/00-5/00